

2022年12月1日

仙台市長 郡 和 子 殿

仙台市民オンブズマン

代表 畠 山 裕 太



質 問 書

期末・勤勉手当に関する源泉所得税の納付遅延について、別紙質問事項記載のとおり質問いたします。

2022年12月28日までに、書面でご回答ください。

以上

【お問い合わせ先】

弁護士 齋 藤 拓 生

〒980-0812 仙台市青葉区片平一丁目1番11号

カタヒラビル2階 つばさ法律事務所

TEL 022-213-8491 FAX 022-213-8498

質 問 事 項

- 1 「マニュアルの記載が不十分だった」とのことであるが、
 - (1) マニュアルには、どのように記載されていたのか。
 - (2) 当該記載のどの点がどのように不十分であったのか。

- 2 「担当者の所得税納付に係る法令の理解が不足しており、給与支給月の翌月10日ではなく、会計処理上、源泉所得税の払出し手続きが可能になる日（本件の場合、7月4日）の翌月10日が納期限と誤認していた」とのことであるが、
 - (1) 当該担当者は、何時から、所得税納付事務を担当していたのか。
 - (2) 「源泉所得税の払出し手続き」とは、どのようなものであるか。
 - (3) 毎月の給与について、「源泉所得税の払出し手続き」が可能になる日は何時であるのか。

- 3 「当該処理に係る決裁の過程で、7月11日納付分に、6月30日支給の期末・勤勉手当に係る源泉所得税が含まれていないことに気付くことができなかった」とのことであるが、
 - (1) 「当該処理に係る決裁」を行った者の役職名及び就任時期を明らかにされたい。
 - (2) 「当該処理に係る決裁」を行った者は、6月30日支給の期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納期限が7月11日であることはわかっていたのか。
 - (3) 期末・勤勉手当から源泉徴収した所得税額は、9億6063万8388円であるとのことであるが、6月分の給与から源泉徴収した所得税額はいくらであったのか。
 - (4) 「7月11日納付分に、6月30日支給の期末・勤勉手当に係る源泉所得税が含まれていないこと」にどうして気付くことができなかったのか。気付くことが困難な何らかの事情があったのか。

- 4 「8月2日、担当者が7月支給分の給与に係る源泉所得税を8月10日までに納付する作業を進めていたところ、6月30日支給の期末・勤勉手当に

係る源泉所得税の納期限を誤認していたことに気付いた」とのことであるが、具体的にどのような端緒・経緯により、誤認していたことに気付いたのか。

- 5 (1) 地方自治法第243条の2の2第1項に基づいて職員に対して損害賠償請求をすることを検討したか否か。
 - (2) 検討したとして、検討対象となった職員の役職名を明らかにされたい。
 - (3) 地方自治法第243条の2の2第1項に基づいて職員に対して損害賠償請求を行わないことにした理由、とりわけ、重過失が認められないと判断した具体的理由について、検討対象となった職員毎に説明されたい。

- 6 仙台市建設局が法律相談契約を結んだ市内の弁護士への2019～21年度業務委託料にかかる計13万688円について、担当課職員が、源泉徴収が不要となる法人と勘違いして、源泉所得税を納付せず、本年1月に税務署に修正申告するという事態を引き起こしていたにもかかわらず、今回の源泉所得税の納付遅延を発生させてしまった原因・理由を説明されたい。

- 7 仙台市が道路照明灯を撤去したにもかかわらず電力契約の解約を怠り、電気料金を払い続けていた問題では、損失額の3440万円を市の管理職が全額負担することとなり、一般財源からは補填しなかったにもかかわらず、今回は、一般財源で補填することとした理由を明らかにされたい。

以上